

【別紙 4 - 1】

すみれ野自治会自主防災会規約（案）

（目 的）

第1条 この規約は、すみれ野自治会（以下「自治会」という。）の住民の隣保共同の精神に基づき、以下に掲げる事業を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

- （1） 防災に関する知識の普及に関すること。
- （2） 災害の予防に関すること。
- （3） 災害の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急に関すること。
- （4） 防災訓練に関すること。
- （5） その他、必要な事項

（名称と所在地）

第2条 この会は、「すみれ野自治会自主防災会」（以下「本会」という。）と称し、連絡先をすみれ野自治会館（香芝市すみれ野二丁目5番3）に置く。

（会 員）

第3条 本会は、自治会会員をもって構成する。

（防災組織）

第4条 本会の防災組織は、自治会の当該年度の役員及び、当該年度の各組長の推薦者で構成する。

2. 本会に以下の活動班を置く。

- （1） 情報班
- （2） 消火班
- （3） 救出・救護班
- （4） 避難・誘導班
- （5） 給食・救護班

（防災役員）

第5条 本会に次の防災役員を置き、原則として自治会役員が兼務する。

- （1） 本部長（会長） 1 名
- （2） 副本部長（副会長） 1 名
- （3） 幹事（組長） 5 名
- （4） 会計（会計） 1 名
- （5） 監査役（監査役） 2 名
- （6） 事務局長（事務局長） 1 名
- （7） 事務局員（部会長） 若干名
- （8） 班長 各組の全班長

2. 自治会役員でないものは、各組長の推薦とする。

3. 防災役員の任期はそれぞれ自治会役員の任期とする。但し、再任は妨げない。

（防災役員の任務）

第6条 本部長は、本会を代表し会務を統括し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその責務を行う。
3. 幹事は、活動班の運営に当たる。
4. 会計は、本会会計事務を処理し、収支に関する帳簿及び、書類を作成し管理する。
5. 監査役は、本会の会計を監査する。
6. 事務局長は、自治会の名簿管理及び安否確認を行う
7. 事務局員は、本会の活動を記録し管理する。
8. 班長・副班長は、幹事を補佐し、各活動班の補佐をする。

（相談役）

第7条 本会に、相談役を置くことが出来る。相談役は、防災役員会において、推挙した

者に委嘱し、本部長の諮問に応じ意見を述べる事が出来る。

（会 議）

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

（総 会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。但し、自治会班長以上の役員をもってこれに代えることが出来る。

2. 総会は、毎年自治会総会と同じ日に開催する。
3. 総会は、本部長が招集する。
4. 総会は、次のことを審議し、決議する。
 - （1） 規約の改正に関すること。
 - （2） 防災計画の作成及び、改正に関すること。
 - （3） 事業計画に関すること。
 - （4） 予算及び、決算に関すること。
 - （5） その他、総会が、特に必要とみとめたこと。

（防災役員会）

第10条 防災役員会は、第5条（1）～（7）までの防災役員をもって構成する。

2. 防災役員会は、自治会役員をもって、これに代えることが出来、次の事項を審議する。

- （1） 規約の改正に関すること。
- （2） 総会により委任されたこと。
- （3） 防災計画の作成及び、改正に関すること。
- （4） 事業計画に関すること。
- （5） その他、防災役員会が、特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条 本会は、災害による被害の防止及び、軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- （1） 防災発生時における防災組織の編成及び、任務分担に関すること。
- （2） 防災組織の普及に関すること。
- （3） 防災訓練の実施に関すること。
- （4） 災害発生時における情報の伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び、避難誘導に関すること
- （5） その他、必要なこと。

（会計）

第12条 本会の会計は、自治会の会計と一元的に管理することとし、会計年度は自治会の会計年度と合わせる。

（会計監査）

第13条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。但し、必要がある場合は臨時にこれを行うことが出来る。

（規約の変更）

第14条 本会の規約は、総会の決議を経て変更する。但し、緊急を要する場合は、防災役員会の決議で変更し、次期総会において承認を得ることとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年5月1日から施行する。

(別紙)

すみれ野自治会自主防災会 組織図

